

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十九号）（人事課）

一 改正の要旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の規制開始に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年九月二十八日

★ 広島県立総合体育館管理運営規則の一部を改正する規則（規則第六十号）（スポーツ推進課）

一 改正の要旨

広島県立総合体育館の利用料金の返還規定について、利用許可を受けた者が利用日より前に利用の取消しを申し出た場合の返還額を定めた。

二 施行期日

令和五年十月一日